

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定〕
〔(TBT協定) 第2条9. 1に基づくものです。〕

雑貨工業品品質表示規程の一部改正について

下記のとおり、雑貨工業品品質表示規程を一部改正する予定ですので、お知らせします。御意見がある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
雑貨工業品品質表示規程の一部改正
- 2 対象品目
台所用、住宅用又は家具用の磨き剤（研磨材を含むものに限る。）のうち
クレンザー
- 3 趣旨
酸性タイプのクレンザーに塩素系製品と混合すると塩素ガスが発生し危険である等の注意書きを追加する。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
消費者庁表示対策課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL (03) 3507-9205
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後 60 日間